

一発ランクⅣを避ける法適合注意点

R2「一発ランクⅣを避ける法適合注意点」の検討課題

R2課題公表につき、「要求図書」「建築物の計画に当たっての留意事項」「注意事項」が示された。その中で、**下記赤字**の「注意事項」にある「建築基準法令・・・に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」等と判断されます。」より、法適合違反は一発ランクⅣになるということが示された。この法適合の具体的な内容としては、下記赤字「要求図書」の中の「(注3)建築基準法に適合した建築物の計画(建蔽率、容積率、高さの制限、延焼のおそれのある部分、防火区画、避難施設等)とする。」で示されている。ここでは、この内容について、詳細に解説することで、法適合違反の一発ランクⅣを避けることを目的に解説する。

1. 建蔽率
2. 容積率
3. 高さの制限
4. 延焼のおそれのある部分
5. 防火区画
6. 避難施設

以下は、R2課題(高齢者介護施設)で公表された内容である。

【要求図書】

1階平面図・配置図(縮尺1/200)、各階平面図(縮尺各1/200)、断面図(縮尺1/200)、面積表、計画の要点等

※各階平面図については、試験問題中に示す設計条件等において指定します。

(注1) 居宅サービスを行う施設及び居住施設で構成する建築物の計画とする。

(注2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物の計画とする。

(注3) 建築基準法に適合した建築物の計画(建蔽率、容積率、高さの制限、延焼のおそれのある部分、防火区画、避難施設等)とする。

【建築物の計画に当たっての留意事項】

敷地の周辺環境に配慮して計画する。

バリアフリー、省エネルギー、セキュリティ等に配慮する。

各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。

建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。

構造種別に応じた架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。

空調設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

【注意事項】

「試験問題」及び上記の「建築物の計画に当たっての留意事項」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにして下さい。なお、**建築基準法令**や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して**解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」等と判断されます。**

1. 建蔽率

建蔽率は、従来からある一発ランクIVの要因である。建蔽率は基本中の基本であるが、それでも毎年何名か該当する方がいる。特に、H30とR1では、該当者が多数を占めた。最初に、その一例を紹介する。

H30では、敷地面積が以外に小さく、7m×7mスパンの一般に計画する縦4スパン横6スパンとすると、若干建蔽率が足りないという罫がしかけられていた。また、課題では、屋内プールがあり、2方向避難を確保するのが難しく、その2階プール部に避難用の屋

外階段を設けた。この場合、1m以上の部分で建蔽率内で

あるが、この資格学校も

R1では、敷地面積が小さく、建蔽率60%を求められていた。この結果、建

納まりが崩壊し、建蔽率オーバーとなっていた。この結果、建

建蔽率で求められている範囲内となるよう、この結果、建

① 建蔽率 建蔽率は、敷地面積に対する、最大で範囲内となるよう、この結果、建

下図の「基本形A⑤」のように、敷地面積が小さく、この結果、建

やすいこと、敷地面積が小さく、この結果、建

率での一、敷地面積が小さく、この結果、建

② 庇の屋 庇（バルコニー）は、敷地面積が小さく、この結果、建

極論、庇を設けると、敷地面積が小さく、この結果、建

去のセンサが設置できず、敷地面積が小さく、この結果、建

ならないと、敷地面積が小さく、この結果、建

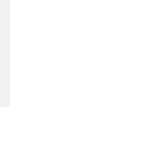
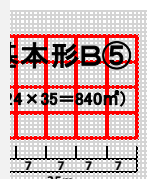
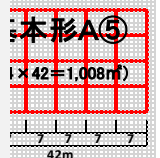
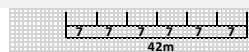
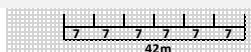
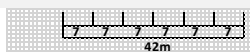
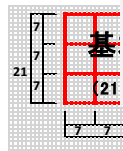
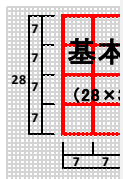
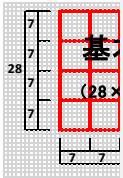
庇を全て取り除くと、敷地面積が小さく、この結果、建

ただし、R1では、敷地面積が小さく、この結果、建

敷地面積が小さく、この結果、建

り、その分の敷地面積が小さく、この結果、建

会員講座内での公開



3. 高さの制限

建物に関する高さの制限(斜線制限)は、①道路斜線制限、②隣地斜線制限の2つが関連する。

ここでは、次の3点について解説する。

- ① 道路斜線
- ② 隣地斜線
- ③ 過去の

① 道路斜線

道路斜線

住居系＝

商業系＝

図1に示す

求めて、そ

の距離は

に、図1に

係数は、住

居系には

の3項と4項

選択する。

② 隣地

隣地斜線

住居系＝

商業系＝

図2に示す

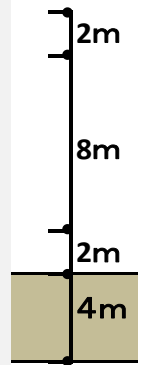
隣地までの

じた数値は

係数2.5を

会員講座内での公開

高さA



高さA

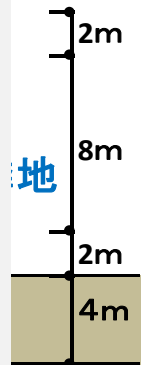


図2 隣地斜線制限

③ 過去の出題

過去の課題では、高さ制限が影響したことが殆どなかった。しかし、令和元年12月8日の試験課題(美術館の分室)での標準解答例①で高さに関する解答が示された。R2では、この関連としての高さ制限が出題される可能性が高い。従って、下図と下記法令解説を十分に

標準解答例(

更に、標準解

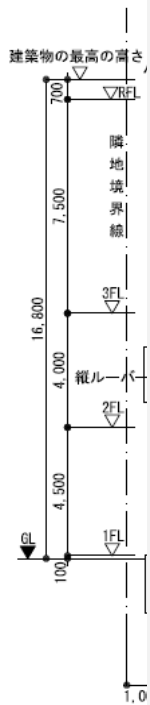
会員講座内での公開

(センター許諾条件で過去問掲載は会員内のみ)

R1標準解

本課題の敷地
の規定により
の範囲内には
+2.65) × 1.2

別表第3
m以下
5+8.0



+2650) × 1.25]



後退距離(勾配スタート位置)

5. 防火区画

主な防火区画は、①**堅穴区画**、②**面積区画**、③**異種用途区画**の3種類である。

R2製図試験では、主に「**階段**」、「**EV**」、「**3層吹抜け**(2層吹抜けは不要)」が該当するが、全て「**特定防火設備**」で書いてよい。

階段、EV、3層吹抜けは、堅穴区画(防火設備)であるが、面積区画(特定防火設備)も含めると、防火区画として**安全側の考え方**として全て特定

① 堅穴区画

階段、EV、3

R2課題からな

出題(作図)さ

② 面積区画

面積区画(=

階段、EV、吹

③ 異種用途

レストランや喫

R2製図試験で

レストラン等を

防火設備を書

R1標準解答

建築基準法

床面積の合計

設置が義務付

要がある。こ

を確保するた

【一例】 R1



※黄色マーカーは吹抜け、赤線は防火シャッター、青マーカーは吹抜け・オレンジマーカーはEV・緑色マーカーは階段の防火設備(特定防火設備)

会員講座内での公開

(センター許諾条件で過去問掲載は会員内のみ)

けとして

:関連し、

折して、

ば、特定

るものは、

火設備の

置する必

安全性能

6. 避難施設

避難施設としては、①直通階段に至る歩行距離、②直通階段に至る重複区間がある。

R2製図試験では、2階と基準階が対象となる。歩行距離の取り方を間違えた場合と、重複区間(歩行距離の1/2以下)の長さが違反した場合は、どちらも一発ランクIVとなる。

一例としてR1

① 直通階段

歩行距離は、**30m**以下と

で、注意が必
R2製図試験
方を間違える
室を確定する

② 直通階段

直通階段に
R2製図試験
る、万々重複

会員講座内での公開

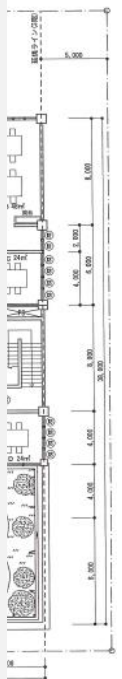
(センター許諾条件で過去問掲載は会員内のみ)

複距離
となるの

室の取り
対象居

、限り避け

【一例】 R1



※赤線は歩